



＝地区街づくりの検討状況をお知らせします＝

（ただいま考え中！）

第16号 2009年9月

小田急金森泉自治会街づくりを考える会

考える会では新しい街づくりルールについて検討を重ねています。3月（第10号）に紹介した試案のうち、**設備の安全確保やトラブル回避**のためのルールについて取り上げます。

◆現在の建築協約では第6条（7）～（9）に住宅設備の安全性や配置などのルールがあります。

（7）「諸設備の安全対策に留意し、危険物の貯蔵の位置は可能な限り道路に面するようにすること」

（8）「クーリングタワー、換気扇、ボイラー等騒音発生源は、可能な限り隣家に迷惑のかからない位置にすること」

（9）「上下水道、都市ガス、汚水処理施設を完備し、使用すること」

◆新しい街づくりルールのうち、前号までに紹介してきた項目（建築物の高さや壁面後退など）は、法的にしっかりと守られる枠組み作りを目指しています（規制項目）が、今回取り上げる設備の安全性やトラブル回避のための項目は、この街に暮らす人々がお互いを尊重し配慮していくための方向性を示すものです。

◆危険物の貯蔵は、私たちの街のような住宅地の中でも、小規模なものならば暖房用の灯油タンク等を設置することができます。万が一の時にも消防活動が速やかに行えるように、道路側に設置するようにお願いしてきました。最近では、夜間電力やガスを利用した給湯や冷暖房の設備が普及してきたので、新築・建替の際に灯油タンクを設置するケースはほとんど無いと思われれます。

▶新しい街づくりのルールでは、「危険物の貯蔵は安全確保ができるように配置する」ことを予定しています。

◆建築協約の第6条(8)は騒音問題の低減を目的に作られました。現在でも「換気扇の位置を工夫してほしい」や「クーラーの室外機からの熱が部屋へ入ってくる」といった問題が起きています。音、熱、臭いなどがお互いに不快な状態にならないように配慮していくことが大切です。

▶発生源となる設備は換気扇やクーラーの室外機などがあります。最近の住宅設備は給湯設備を始めとして様々な機器が導入されていますので、今後どのような設備が「迷惑」となるかは予測が難しくなっています。そこで新しい街のルールでは具体的な設備は挙げずに「騒音、熱、臭いの発生する装置の配置は近隣への影響を低減するよう配置する」ことを予定しています。

◆建築協約の第6条(9)は衛生的で安全な暮らしを実現するためのルールです。上下水道、都市ガス、汚水処理施設などもオール電化といった新しい技術によって変化しています。

▶新しい街のルールでは建築協約の主旨を反映しながら、新しい技術も導入していけるように「衛生的で安全な暮らしを維持するために汚水処理等を適切におこなえる設備を備え、使用する」ことを予定しています。

★私たちの街では事例がありませんが、古家電などを家の周りに大量に積み上げる、いわゆる「ごみ屋敷」が問題になることがあります。

▶新しい街のルールでは「古タイヤ、家電製品、ビニール製品などを野外に大量に野積みしない。廃棄物の適正な処理を行う」ことも盛り込む予定です。

(次回の定例会の予定) 10月4日(日) 10時から

ふれあいもみじ館2F どなたでも気軽に参加ください。

定例会はいつも日曜日に行っていますが、お仕事などの都合で参加できない方もいらっしやることでしょう。意見交換会を随時行いますので、お問い合わせください。

街づくりを考える会へのご意見やお問い合わせは2班 船橋

tel:042(795)9423/E-mail: adn75950@rio.odn.ne.jp へお願いします。